

No.17

R1.125 発行

# 民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中川）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiki.jp/>

**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。**

**また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

\*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
事業名称	令和元年度 新たな支え合いファンド助成事業（令和2年度1次募集分）
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根5階 島根県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係（担当：景山） TEL：0852-32-5997 FAX：0852-32-5982 URL： <a href="https://www.fukushi-shimane.or.jp/pwm/news-1818.html">https://www.fukushi-shimane.or.jp/pwm/news-1818.html</a>

**趣 旨** 暮らしの中の様々な生活・福祉課題を解決し、住み慣れた地域でより安心して暮らし続けていくために、市町村の社協が核となり、高齢者を中心とした地域住民が主体となった生活支援サービスの拡充をするための助成事業です。

**対象団体** 地域住民が主体となり生活支援サービスを提供する団体  
(助成先は市町村社協となります。サービス実施団体への間接助成は可能です。)

**対象事業** (1)サービス団体立ち上げ支援  
住民を組織化し、サービス団体を立ち上げるための活動  
(2)サービス団体移行支援  
既存の団体等を、サービス団体へ移行させるための活動  
(3)生活支援サービス開発  
既存のサービス団体と共同して取り組む、新たな生活支援サービスの開発のための活動

**助成金額** 市社会福祉協議会・・・上限400万円  
町村社会福祉協議会・・・上限200万円

**申請方法** 申請にあたっては所在する市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

**応募締切** 令和2年 1月17日(金) ※必着

実施主体	一般財団法人 ハウジングアンドコミュニティ財団
事業名称	令和2年度 住まいとコミュニティづくり活動助成
問合せ先	〒105-0014 東京都港区芝 2-31-19 バンザイビル7階 一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団（助成係） TEL：03-6453-9213 FAX：03-6453-9214 <a href="http://www.hc-zaidan.or.jp/">http://www.hc-zaidan.or.jp/</a>

**趣 旨** 地域を豊かに耕す活動とは、愛着と誇りをもって生活を営むことができる、そんな地域の新しい価値＝文化を創造する活動。「住まいとコミュニティづくり活動助成」は、こうした市民主体・住民主体のまちづくり・地域づくり活動に取り組むNPO・市民活動団体を支援する助成プログラム（助成金）です。

**対象団体** 営利を目的としない民間団体（特定非営利活動法人、法人化されていない任意の団体など）。  
団体として、代表責任者が明確であること、意思決定のしくみが確立され、予算決算を含む会計処理が適切に行われていること。

**対象活動**

- ・ 社会のニーズに対応した地域活動
- ・ 地域コミュニティの創造・活性化
- ・ 地域環境の保全と向上
- ・ 安心、安全に暮らせる地域の実現
- ・ その他、豊かな住環境の実現につながる活動

**助成金額** 1件当たり上限額 120万円

**申請方法** 所定の申込書にご記入の上、財団まで郵送してください。  
申込書様式は当財団のホームページよりダウンロードすることができます。  
URL：<http://www.hc-zaidan.or.jp/>

**応募締切** 令和2年 1月8日（水） ※必着

<b>実施主体</b>	公益信託しまね女性ファンド事務局
<b>事業名称</b>	2020年度 公益信託しまね女性ファンド助成事業 【前期】
<b>問合せ先</b>	〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4 島根県立男女共同参画センター「あすてらす」公益財団法人しまね女性センター内 公益信託しまね女性ファンド事務局 TEL 0854-84-5514 FAX 0854-84-5589

**趣 旨** 女性たちが主体的に企画・運営する事業を支援します。

**対象団体**

- ・ 島根県の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループ。
- ・ 構成員はおおむね10名以上で、その半数以上が女性であることが目安となる。また代表者が女性で、役員半数以上が女性であること。
- ・ 営利法人や行政機関は対象とならない。

**対象事業**

- ・ 島根県の女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業。
- ・ 一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業。  
※行政が主催、主導する事業や、行政の支援が適当と考えられる事業は対象外。  
※営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動は対象外。

**応募方法** 助成申込書(所定用紙)、事業計画書(同)、ほか必要添付書類を郵送または持参する。

**助成金額**

- ・ 対象経費の2/3を助成(1万円単位で上限50万円)
- ・ 男女共同参画社会づくりの普及・啓発活動は、対象経費全額を助成(1万円単位で上限10万円)

**応募締切** 令和2年 1月15日（水）【前期】 ※当日消印有効

<b>実施主体</b>	公益財団法人 ベネッセこども基金
<b>事業名称</b>	2019年度 経済的困難を抱える子どもの学び支援活動助成
<b>問合せ先</b>	〒277-0831 千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2階 (株)グロップ ベネッセこども基金助成事務局 TEL 04-7137-2570 E-mail： <a href="mailto:kodomokikin@grop.co.jp">kodomokikin@grop.co.jp</a>

**趣 旨** 日本全国の地域において、経済的な困難により学びに課題を抱える子どもたちを、その支援活動に取り組む団体へ助成を通して支援する。

**対象事業** ・経済的な困難により学びに課題を抱える子どもたちの意欲を高め、学びに取り組む手助けとなる事業において、中長期視点で自立的な事業継続・発展を目指す取り組みを支援。  
 ※「経済的困難」には、さまざまな要因で生じる経済的な困窮に付随する子どもの複合的な困難も含まれます。  
 ・「A：現在の事業の自立的な継続・発展のための取り組み」もしくは「B：新たな事業の立ち上げ」のいずれかで最大3か年の助成を実施します。  
 ※申請は団体単位で、1団体で複数の申請をすることはできません。

**助成内容** **A：既存事業強化**（現在の事業の自立的な継続・発展のための取り組み）  
 ① 子どもの学びの質の向上 ② 担い手の人材育成  
 ③ 広報及び支援者獲得やファンドレイジングの強化 ④ 業務の改善や生産性向上  
 ⑤ 異なる地域や分野との連携やネットワークづくり

**対象団体** **B：新規事業**（現在の事業では対応できない子どもの課題に取り組むための新たな事業の立ち上げ）  
 ・上記助成テーマで活動を行っている非営利団体（特定非営利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、社会福祉法人など）。  
 ・助成決定後の義務・条件に同意いただける団体。

**助成金額** 1団体あたり、最大3か年で総額900万円以内。  
 ※助成金額は、年度ごとに、申請された事業計画・予算を審査の上決定します。  
 ※収入見込みに自治体の補助金や他の公共法人等の助成金が含まれていても応募できます。

**申請方法** 当財団ホームページのフォーマットに必要事項を記載の上、必要書類を添えてメールか郵送にてお送りください。  
 申込書様式はホームページよりダウンロードすることができます。  
 URL：<https://benesse-kodomokikin.or.jp/>

**応募締切** 令和2年 1月7日（火） ※必着

<b>実施主体</b>	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団
<b>事業名称</b>	令和2年度「地域の伝統文化保存維持費用助成」
<b>問合せ先</b>	〒160-0023 東京都新宿区西新宿区 1-9-1 明治安田生命新宿ビル 公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団 TEL：03-3349-6194 FAX：03-3345-6388

**趣 旨** 古来、地域に伝承されてきた民族の遺産ともいえる固有の伝統的な文化が時代とともに消滅しつつある現在、こうした歴史的・文化的に価値ある地域の民俗芸能・民俗技術を正しく後世に残すことが時代の責務であるとの考えに立って、これらの継承のための諸活動、とくに後継者育成に必要な技能習得のための諸活動への支援を行います。

**助成対象** ①地域の民俗芸能への助成・・・地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を対象とします。  
 ②地域の民俗技術への助成・・・地域の民俗技術の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を対象とします。

**助成金額** ①地域の民俗芸能への助成については、1件につき70万円を限度とします。  
 ②地域の民俗技術への助成については、1件につき40万円を限度とします。

**応募方法** 所定の申請書に記入の上、推薦書等の必要書類と合わせて送付してください。  
 ※申込に関しては、推薦書の下欄に都道府県教育委員会または知事部局の文化関係所管課の推薦と捺印（公印）が必要です。必要書類等につきましては、ホームページにてご確認ください。

URL：<https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp/>

**応募締切** 令和2年 1月31日（金） ※当日消印有効